

特定非営利活動法人ハーモニカレッジ  
役員報酬規程

#### 第1条(目的)

この規定は、特定非営利活動法人ハーモニカレッジ定款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

#### 第2条(報酬の体系)

役員の報酬は月額報酬の他、役員賞与および役員退任慰労金により構成する。

#### 第3条(決定方法)

月額報酬は、理事会において決議する。

#### 第4条(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

#### 第5条(使用人兼務役員の報酬)

役員が従業員の職務を兼務しているときは、その兼務の状況によって、役員報酬と従業員給与に区分して支給する場合がある。

#### 第6条(報酬の改定)

各役員の月額報酬の改定を行うことがある。

#### 第7条(計算期間並びに支給日)

- 1.役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月26日から翌月25日迄とする。
- 2.役員への月額報酬(使用人兼務役員の使用人部分給与を含む)の支給日は毎月末とする。  
ただし、支給日が休日にあたるときはその前日に支払う。

#### 第8条(臨時緊急措置)

法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

## 附 則

#### (施行日)

本規程は平成30年4月1日より施行する。